

○松山市消費生活センター条例

平成28年3月25日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項及び第10条の2第1項の規定に基づき、松山市消費生活センター（以下「センター」という。）の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松山市消費生活センター	松山市二番町四丁目7番地2

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 消費生活に係る相談及び苦情の処理に関する事。
- (2) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 消費生活に係る啓発に関する事。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(所長及び職員)

第4条 センターに、センターの事務を掌理する所長その他のセンターの事務を行うために必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第5条 センターに、消費生活相談員（法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）をいう。次条において同じ。）を置く。

(消費生活相談員の人材及び待遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得して

いることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することを排除しないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○松山市消費生活センター条例施行規則

平成28年3月28日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市消費生活センター条例（平成28年条例第24号）の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

(利用日及び利用時間)

第2条 松山市消費生活センターの利用日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、
市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 利用日 月曜日から金曜日まで（松山市の休日を定める条例（平成3年条例第24
号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日を除く。）

(2) 利用時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(相談の受付時間)

第3条 前条第2号の利用時間のうち、相談の受付時間は、午前8時30分から午後4時
までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(委任)

第4条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○松山市消費生活センター事務規則

平成28年3月28日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市消費生活センター（以下「センター」という。）の事務を明確な責任の下に合理的かつ能率的に処理するため必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 消費者の保護及び消費生活相談に関すること。
- (2) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 消費生活に係る啓発に関すること。
- (4) 生活物資の価格及び需給動向調査に関すること。
- (5) 家庭用品、消費生活用製品、電気用品、ガス用品及び液化石油ガス器具等に係る報告徴収、立入検査等に関すること。
- (6) 消費者団体の育成に関すること。
- (7) 消費生活に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務

(職員の職務)

第3条 所長は、所属職員を指揮監督し、分掌する事務を処理する。

2 その他の職員は、上司の指示する分掌に従い、事務を処理する。

(所長の専決事項等)

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決する。

- (1) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項、第10条第2項及び第19条第2項に規定する販売業者（卸売業者を除く。）に対する指示、調査、報告徴収及び立入検査に関すること。
- (2) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第40条第1項、第41条第1項及び第42条第1項に規定する販売事業者に対する報告徴収、立入検査及び製品の提出命令に関すること。
- (3) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第45条第1項、第46条第1項及び第46条の2第1項に規定する販売事業者に対する報告徴収、立入検査及び用品の

提出命令に関すること。

(4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第46条第1項、第47条第1項及び第47条の2第1項に規定する販売事業者に対する報告徴収、立入検査及び用品の提出命令に関すること。

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第82条第1項、第83条第1項及び第83条の2第1項に規定する販売事業者に対する報告徴収、立入検査及び用品の提出命令に関すること。

2 所長が専決すべき事項について、所長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ所長が指定する職員が、代決する。

3 前項の規定により代決した事項については、所長の後閱を受けなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

松山市消費生活モニター設置要綱

(設置及び目的)

第1条 市民が健全な消費生活を営むことを目的として、消費者から直接意見、要望、苦情等の情報を把握し、市民生活に直結した消費者行政を推進するため、松山市消費生活モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

(定 数)

第2条 モニターの定数は、50人以内とする。

(任期)

第3条 モニターの任期は2年とし、補欠モニターの任期は前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第4条 モニターは、次の各号に該当するものの中から、市長が委嘱する。

- (1) 市内に在住する者
- (2) 日常の買物等家計にたずさわり、消費生活に強い関心を有するもの
- (3) 国・県・市の一般職の公務員でないもの
- (4) 過去に同モニターとして委嘱を受けていないもの

(募集)

第5条 モニターの募集・選考方法は次のとおりとする。

- (1) 公募又は消費者団体、婦人団体等の推薦によるものとする。
- (2) 原則として地域、年齢等の偏重をさけるものとする。

(職務)

第6条 モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 商品の試買調査及びアンケートの回答
- (2) 価格調査及び報告
- (3) 研修会、座談会等への出席
- (4) 消費生活に関する意見、要望、苦情等の具申
- (5) モニター通信の提出
- (6) 消費生活の向上改善に関する調査及び報告

(謝礼金)

第7条 モニターには年額12,000円の報償費を支給する。

(解職及び欠員の補佐)

第8条 モニターの解職及び欠員の補充については、次によるものとする。

- (1) モニターを辞職しようとするときは、その旨を文章により申し出るものとする。
- (2) モニターに欠員を生じたときの補充については、その都度定める。

(事務局)

第9条 モニターの事務局は、松山市市民部市民相談課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和46年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年1月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。